

駅前整備

上福岡駅東口駅前広場に交通安全対策として横断歩道橋を整備します

上福岡駅東口駅前広場整備事業は、平成24年度に約8割の整備が完了しました。しかし、駅前ロータリーは歩道と車道が分離されているにもかかわらず、車道を歩いて横断してしまう歩行者が多く、大変危険な状況です。また、朝の通勤通学時間帯は、横断歩道の人通りが絶えず、車の通行が妨げられ、交通安全に対する要望がされてきました。

市では、歩行者の皆さんの安全を第一に考え、現在の駅前広場の範囲において、上福岡駅東口からサンロード両側の歩道へ直接降りることができる横断歩道橋を、今後の市議会の承認を得て整備します。

工事期間中は、交通規制や夜間工事を行う予定です。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。



●工事概要

完成予定	令和3年7月頃
整備内容	歩道橋幅員 3m および 1.5m
	歩道橋延長 幅員 3m 歩道約 55m、階段部分約 14m 幅員 1.5m 歩道約 8m、階段部分約 14m
	その他 歩行者専用 (自転車通行不可)、屋根付き (膜屋根)

問合せ●都市計画課 (TEL220・2065)

子ども・子育て

10月から幼児教育・保育の一部無償化が始まります

ことし10月から、主に3～5歳の認可保育園、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設などの保育料が無償化されます（一部上限あり）。手続きが必要な場合がありますので、ご確認ください。

▶実費で徴収する費用は無償化されません

(例) 食材料費、教材費、行事費、バス代、制服代など

▶これまで保育料に含まれていた「副食費」も対象外です

副食費とは、給食・おやつなどにかかる食材料のうち、副食(おかず・おやつ・牛乳など)にかかる費用です。

これまでは保育料に含まれていたり、給食費やおやつ代、食材料費として一括で徴収されたりしていました。

●副食費の免除制度

次のいずれかに該当する子は、申請することで月額4,500円まで副食費が免除されます。

- ・世帯の市民税所得割額が一定基準未満
- ・きょうだいの年齢要件を満たす第3子以降

※対象者には通知を送付します。

無償化の対象となる子、施設、保育料など

対象	市に住民登録があり ①②に該当する子	①住民税非課税世帯の 0～2歳児	②3～5歳児(年少～年長) ※幼稚園は満3歳から(プレ入園を除く)。
認可保育施設 保育園、認定こども園(保育部)、小規模保育施設	無償	無償	無償
幼稚園、認定こども園(幼稚部)	通常保育 認定こども園と幼稚園(新制度) ※保育料を市で決定。 幼稚園(従来型) ※保育料を施設で決定。	—	無償
	預かり保育	—	要申請B 月額25,700円まで無償 要申請A 450円×日数で、月額11,300円(住民税非課税世帯の満3歳児は16,300円)まで無償
認可外保育施設 要件を満たした一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターなど	要申請A 月額42,000円まで無償 ※保育園などを利用しない場合。	要申請A 月額37,000円まで無償 ※保育園などを利用しない場合。	要申請A 月額37,000円まで無償 ※保育園などを利用しない場合。
障がい児の発達支援施設 児童発達支援、障がい児入所施設など	—	—	手続き不要 保育園・幼稚園と併用する場合も含めて無償

※他の施設や施設を併用する場合などの無償化内容についてはお問い合わせください。

要申請A = 保育の必要性の認定申請

幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用料を無償化の対象とするには、下表のいずれかに該当し、事前に申請する必要があります。

保育を必要とする事由	基準 (認可保育施設利用者と同条件)
就労	—
親族等の介護・看護	1日4時間以上かつ週4日以上かつ月64時間以上
就学	—
妊娠・出産	産前6週、産後8週
保護者の疾病・障がい	診断書や障害者手帳などが必要
求職活動	3カ月間のみ

※他の事由でも状況に応じて認定しますのでご相談ください。

要申請B = 認定申請

新しくできた制度です。幼稚園の教育時間を無償化の対象とするには、事前にこの申請が必要です。

要申請A 要申請B 共通・申請方法

利用の前月末までに、申請書をAは市役所本庁舎2階保育課、Bは通園している幼稚園へ提出してください。

※認定(=無償化)は、申請の翌月からとなります。
 ※申請書は、保育課、大井総合支所、通園中の幼稚園で配布。市ホームページ(QRコード)からもダウンロード可。

問合せ●保育施設、幼稚園/保育課 (TEL262・9035)
 障がい児の発達支援施設/障がい福祉課 (TEL262・9031)

納税

スマホ収納 ヤフーアプリの終了と PayPay の開始

昨年9月より、スマートフォンアプリを利用して市税などを納付できるようになりました。専用アプリをダウンロードし、お手持のスマートフォンアプリで納付書のバーコードを読み取ることで、アプリに登録した預貯金口座やチャージした電子マネーから納付できます。

●ヤフーアプリ収納事業が終了します

ヤフー(株)が提供している「ヤフーアプリ収納」事業がPayPay(株)に承継されます。そのため、現在ご利用いただいている「ヤフーアプリ収納」のサービスは、9月29日をもって終了します。代わって「PayPayアプリ」において同様のサービスが継続して提供されます。

●PayPayアプリをインストールしてください

9月30日より「PayPayアプリ」で市税などを納付できるようになります。ご利用に当たり、お手持のスマートフォンなどにアプリをインストールする必要があります。詳しくは、市ホームページ(QRコード)をご覧ください。



●PayPay 収納の対象科目

市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、学校給食費、水道料金・下水道使用料

問合せ●市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料/収税課 (TEL262・9014)
 介護保険料/高齢福祉課 (TEL262・9037)
 学校給食費/学校給食課 (TEL220・2086)
 上下水道料金/水道サービスセンター (TEL220・2077)